社会福祉法人ユーカリ福祉会

平成３１年度

市 川 保 育 園

事業計画書

社会福祉法人ユーカリ福祉会

市 川 保 育 園

〒272-0034　千葉県市川市市川２－２４－１２

TEL：047（322）3363

FAX：047（322）33664

E-mail:ichikawahoikuen@yu-karifukushikai.com

http://www.kosodate-web.com/ichikawa_hoikuen/

法人の基本理念

社会福祉法人ユーカリ福祉会が運営する保育園は、児童憲章の精神を基本理念とし、子どもの人権と個性を尊重し、自然を愛し、科学と芸術を尊び、道徳的心情が培われる保育を推進していく。子どもたちを、個性と能力に応じて教育し、社会の一員としての責任を自主的に果たすように導き、また、虐待や酷使、放任、その他不当な扱いから守り、愛とまことによって人類の平和と文化に貢献する子どもたちを育て導くために、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福のために、すべての叡智を結集し、保育として具現化することを法人の使命とする。

ユーカリ福祉会は、創設以来、保護者や行政と力を合わせながら地域の子育ての良きパートナーとして、保育園の様々な機能を最大限に生かし多様なニーズに応えてきた。今後も“子どもの最善の利益”のために、児童の福祉を積極的に推進し、合わせて地域における家族支援も行っていく。児童の福祉を積極的に推進するために、職員は豊かな愛情を持って保育にあたり、児童の処遇向上のために知恵と力を出し合い、また知識や技術の向上に努め、地域の子育て支援のため、常に社会性と良識を研鑽するものである。

園の基本理念・方針

平成から新しい時代に入るこの時も児童の待機児童問題や児童虐待など深刻な問題があり、児童が児童憲章やこどもの権利条約に基づき、適切で健全な育成環境が整えられるように地域や保護者、行政と連携を図りながら取り組んでいく。幼児教育無償化がはじまる時期には混乱も予想されるので、それまでに必要な準備や告知等を行いスムーズな移行ができるようにしていく。無償化となった際に必要な徴収等が発生する場合もあることが予想されるので、利用者に事前に丁寧にご説明し、無償化にならない年齢の児童と無償化になる幼児が平等で公平な利用ができるように運営も十分に配慮していきたい。

千葉県野田市では、虐待児童の対応で児童相談所の対応が不適切で尊い命が奪われる事件もありましたが、児童を守ることを第一に捉え、虐待をする保護者からしっかり守っていくことを再度、市川保育園虐待対応マニュアルを職員全体で確認し合い適切な対応がとれるように、また予防の啓発などにも力をいれていく。

東日本大震災からしばらく経過し、各地では地震や自然災害の被害がありますので、今後も防災や自然災害に備え日々の訓練や非常用品の点検をしっかり行い、適切な通報、避難、誘導等を行い、児童や職員の命が守れるようにしていく。

給食提供では、アレルギーフリー献立が定着してきて、市川南保育園との統一献立も順調に進めることができているので、法人全体にメニューやアレルギー対応を更に共有しながら市川保育園も皆さんの園から学び向上できるように進めていく。

保健業務では、児童や保護者の健康管理に加え、園だよりやホームページを通して、保護者や地域の親子に対しても健康的な生活や適切な予防接種の啓発、発育測定や歯科検診に参加できるようにし、地域全体が健康的で明るい子育て環境いなるように努力していく。

最後に、職員一人ひとりが目標や研修計画を立て、成長していけるように支え、働きがいのある働きやすい職場環境の構築に力を入れ、組織としても向上し、より良い保育が提供できるように保育園職員が一丸となって取り組んで参ります。皆様のご支援とご協力を賜りますよう今後も引き続き宜しくお願い申し上げます。

保育課程

園の保育理念

児童憲章の精神を基本理念として、子どもの人権と個性を尊重し自然を愛し、科学と芸術を尊び、道徳的心情が培われる保育を推進する。

保育方針

保護者や行政と力を合わせながら、地域の子育ての良きパートナーとして保育園の機能を生かし、多様なニーズに答え、豊かな愛情をもって保育にあたる。

子どもの最善の利益の為に児童福祉の向上に努める

園の保育目標

「一人ひとりが輝く子」

子どもたちのしあわせのための約束

○　生きる力の基礎を養い、根気強さを育てる

○　友だちと関わり助け合う気持ちを大切にする

○　表現することを喜ぶと共に感動出来る心を育てる

○　人を信頼し思いやりのある心を育てる

保育内容

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著 しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な 絆 が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身 近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」 としてまとめ、示している。

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第 1 章の 2 に示された養護における「生命の保 持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留 意が必要である。

(2) ねらい及び内容

ア 健やかに伸び伸びと育つ健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

（ア）ねらい

1 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。

2 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。 3 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

(イ)内容

1 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。

2 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。

3 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。

4 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。

5 おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

（ウ）内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの 中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い 歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそう とする意欲が育つようにすること。

2 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳 食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな 雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにす ること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 イ 身近な人と気持ちが通じ合う受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育 て、人と関わる力の基盤を培う。

（ア）ねらい

1 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。

2 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。 3 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

（イ）内容

1 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。

2 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを 楽しむ。

3 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 なん

4 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や 発語の意欲が育つ。

5 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。（ウ）内容の取扱い上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一 人に応じた適切な援助を行うようにすること。

2 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に

言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での 保育士等との関わり合いを大切にし、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉の やり取りを楽しむことができるようにすること。
ウ 身近なものと関わり感性が育つ身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。
（ア）ねらい
1 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。
2 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。
3 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。
（イ）内容
1 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好 奇心をもつ。
2 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを 豊かにする。
3 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
4 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
5 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。
（ウ）内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、 その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。
2 乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。
(3) 保育の実施に関わる配慮事項
ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人 一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答 的に関わるように努めること。
ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を 図ること。
エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項
ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第 せつに発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の 機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声 も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように 自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図り ながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に 関わることが必要である。
イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について 、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境と の関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領 域「表現」としてまとめ、示している。
ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保 持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留 意が必要である。
(2) ねらい及び内容 ア 健康
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
（ア）ねらい

1 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
2 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
3 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。
(イ)内容
1 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
2 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
3 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ
4 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
5 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
6 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
7 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。
（ウ）内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
2 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆっ たりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育 つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の
指示や協力の下に適切に対応すること。
3 排泄の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないとき
に便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。 せつ
4 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本 的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子 どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当た っては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。
イ 人間関係 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
（ア）ねらい
1 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。 2 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。 3 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

(イ)　　内容
1 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
2 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
3 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。
4 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。
5 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
6 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。
(ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。
2 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容 的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。
3 この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相 手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えて いくこと。
ウ 環境 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

（ア）ねらい
1 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
2 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
3 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。
（イ）内容
1 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わう などの感覚の働きを豊かにする。
2 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
3 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
4 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
5 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
6 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。
（ウ）内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、 遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。
2 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へと つながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。
3 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への 気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。
（エ） 言葉 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

（ア）ねらい
1 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
2 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
3 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。
(イ)内容
1 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
2 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
3 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
4 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
5 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
6 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。 7 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。
（ウ）内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
2 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して 、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの仲立ちを行うようにすること。
3 この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言 葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わりの工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。
オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養 い、創造性を豊かにする。
(ア) ねらい
1 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
2 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
3 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。
(イ) 内容
1 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
2 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
3 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
4 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
5 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
6 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。
(ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
2 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
3 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
4 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。
保育の実施に関わる配慮事項
ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察 を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
イ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う 遊びなど様々な遊びを取り入れること。
ウ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに 鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。 エ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項
ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的 興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや 協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育におい ては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。
イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について 、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境と の関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領 域「表現」としてまとめ、示している。
ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保 持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留 意が必要である。
(2) ねらい及び内容 ア 健康健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
(ア) ねらい
1 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
2 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
3 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
(イ) 内容

1 保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
2 いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
3 進んで戸外で遊ぶ。
4 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
5 保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
6 健康な生活のリズムを身に付ける。
7 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
8 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
9 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
10 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
（ウ）内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士等や他の子どもとの温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤と して、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
2 様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにする こと。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
3 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されること に留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、子どもの動線に 配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
4 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを 踏まえ、子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育士等や他の子どもと 食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、 食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
5 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもと関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
6 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構え を身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。 イ 人間関係他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
（ア）ねらい
1 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
2 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
3 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
（イ）　内容
1 保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
2 自分で考え、自分で行動する。
3 自分でできることは自分でする。
4 いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
5 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
6 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
7 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
8 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだし、工夫したり、協力したりなどする。
9 よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
10 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。
11 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。

12 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。
13 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。
（ウ）内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 保育士等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基 盤となることを考慮し、子どもが自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、 試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
2 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。
3 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てる とともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
4 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動 できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つ ようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体 験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
5 集団の生活を通して、子どもが人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われること を考慮し、子どもが保育士等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思い を主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
6 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々など に親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にし ようとする気持ちが育つようにすること。
ウ 環境 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
（ア）ねらい
1 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
2 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
3 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
（イ）内容
1 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
2 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
3 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
4 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
5 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
6 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
7 身近な物を大切にする。
8 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
9 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
10 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
11 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
12 保育所内外の行事において国旗に親しむ。

（ウ）内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意 味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるよ うになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つよう にすること。

2 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接 触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎 が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
3 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関 わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏 敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
4 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わら べうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりする ことを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるように すること。
5 数量や文字などに関しては、日常生活の中で子ども自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。
エ 言葉 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
（ア）ねらい
1 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
2 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
3 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。
（イ）内容
1 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
2 したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
3 したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
4 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
5 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
6 親しみをもって日常の挨拶をする。
7 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
8 いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
9 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
10 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。
（ウ）内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が 応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、子どもが保育士等や他の子どもと関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉 を交わす喜びを味わえるようにすること。
2 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育士等や他の子どもなどの話を興味を もって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
3 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
4 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
5 子どもが日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。
オ 表現
感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養 い、創造性を豊かにする。
（ア）ねらい
1 いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。

2 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
3 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
(イ)内容
1 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
2 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
3 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
4 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
5 いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
6 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
7 かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
8 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。
(ウ) 内容の取扱い
上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。
1 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の子どもや保育士等と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
2 子どもの自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育士等はそのような表現を 受容し、子ども自身の表現しようとする意欲を受け止めて、子どもが生活の中で子どもらしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
3 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、 他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。
(3) 保育の実施に関わる配慮事項
ア 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。
イ 子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であること。なお、そのような活動の時間については 、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して
4 (1) 設定すること。
ウ 特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それ を加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること。
保育の実施に関して留意すべき事項
保育全般に関わる配慮事項
ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、 次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。
(2) 小学校との連携
ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに
配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換

や合同の研究の機会などを設け、第１章の４の(2)に示す「幼児期の終わり までに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続 を図るよう努めること。
ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支 援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。
(3) 家庭及び地域社会との連携 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮する
こと。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども 等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

市川保育園の主な事業

１．産休明け保育の実施

子どもの心身の機能の未熟性を理解し、家庭との連携を密にしながら、保健・安全に配慮し、個人差に応じて欲求を満たし、生活リズムの形成を援助していく。特定の保育士の愛情深い関わりが、基本的な信頼関係の形成に重要であることを深く認識し、担当制も含めて、職員の協力体制を工夫して保育を行なう。

２．延長保育の実施

保育標準時間利用の場合は、11 時間を超える 18 時から 20 時まで延長保育を実施する。朝夕の時間帯、乳幼児が安定した生活ができるように様々な工夫や配慮をし、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育を行っていく。

３． 体調不良型の病児保育

園児を対象に保育中に体調不良になった児童を保護者が迎えに来るまでの間、適切な看護をしながら保育を行っていく。

４．特別なケアの必要な子の保育

個々の子どもの発達や障がいの状況を把握し、生活リズムや心身の状態に十分に配慮をし、適切な環境のもとで、他の子どもとの生活を通して互いに健全な発達が図られるように努める。個々の子どもの状況に柔軟に対応していくために職員の共通理解が深まるように配慮し、職員配置など丁寧に考え実践していく。すべての児童を“包み込む”、包括的な保育（インクルージョン保育）の必要性を全職員が理解し協力していく。

- 障害のある子が他の子どもとの生活を通して共に成長できるようにクラス等の指導計画に位置づける
- 子どもの状況に応じた保育を実施するため、個別の支援計画を作成する
- 保育の展開は、子どもの発達や状態に応じて柔軟に対応できるように担当保育士、看護師、栄養士、嘱託医等、職員が連携していく
- 園長が中心になり、職員全体で共通理解を図りながら、障害のある子どもの理解と援助に努める
- 家庭との連絡を密にし、保護者との相互理解を図り、協力関係を形成し適切に対応をする
- 他の子どもの保護者に対しても、理解が深まるように努める。その際は、子どもと保護者、家族のプライバシーの保護に十分に配慮する
- 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言を得ていく

５，在宅家庭支援の実施

（1）育児相談事業の実施

保育園が地域の子育て支援の核として、より正しい情報を提供して地域における育児の悩みが軽減される様に子育てに悩む親子の良き相談相手、心のより所になる様に努めていく。

内　　容　　育児、健康、栄養、発達相談、入園案内等

具体的方法　　電話相談、来園相談、
実 施 詳 細　　毎週月曜日～土曜日　開園時間内随時

６，地域の中に生きる保育園

地域の社会資源の一つとして、地域の中に溶け込む努力をしていく。そのために、地域の行事への参加・協力地域のために働くことを大切にしていく。

◎地域活動事業

園行事での地域、異年齢児、高齢者との交流	・運動会等の行事を通して地域の人々との交流を行う。 ・祖父母と話し合いをしながら進めていく。
日常的交流	・日々の散歩で地域の人々と交流を深める。
小学校との交流	・運動会の見学、年長児の学校訪問 ・小中学生職場体験受入れ ・保育所保育児童要録を小学校へ送付
食育講座	・離乳食講座　（作り方、試食）

７，ひらかれた保育園

園児とともに地域に出て、いろいろな人に出会い、自然に触れ、文化にふれ、声を聞くことで園児たちの大きな成長につなげていく。保育園だけではなく、地域全体が共により良い方向に発展するようにしていく。地域の人たちが保育園を利用しやすいように地域との交流を大切にしていく。

（1）　園庭開放

月曜日から金曜日までの午前１１時から午後１５時まで地域の在宅母子に園庭を開放する。
玄関なども利用希望者が入りやすい雰囲気を作る。

８，保育園と地域の関係性

園が地域に溶け込んでいくために、「保育園として何ができるか」「何かできることはないか」と、積極的に取り組む姿勢を大切にしていく。

（1）保育参加（在園）

保育園での我が子の姿をより深く知ってもらうことを目的に、保護者が保育に参加することが出来る。

（2）保育見学（地域）

地域の方で、保育園を知りたいなど、どんな理由でも気軽に保育見学することができる。

（3）ボランティアの受け入れ

青少年教育、保育士養成の一貫として、積極的に未来の保育者を目指す、中高生や大学生のボランティアを受け入れていく。市川市社会福祉協議会による夏体験ボランティア、小･中･高生の職場体験の受け入れに当たっては、事故防止及び個人情報の保護等、園児の通常の生活に支障がないように受け入れる。人数や受け入れ時間帯には十分配慮をする。

（4）実習生の受け入れ

次代を担う若き保育者を目指す学生に対して、学外教育の一翼を担う保育所として、情熱と自信をもって社会

に出ていけるように指導する。また、保育士が指導する側にまわることで、園の保育や自分の保育を見つめなおす機会とする。受け入れに当たっては、事故防止及び個人情報の保護等、園児の通常の生活に支障がないように受け入れる。人数や受け入れ時間帯には十分配慮をする。

（5）父母の会との協働

保護者の育児参加を推進する。夏まつり、運動会等の行事、園庭環境の整備等にも参加・協力をお願いする。

（6）高齢者施設との交流

地域にある、ライオンデイサービス等の高齢者施設への訪問を通して、世代間交流し思いやりの心を育む。

（7）盲導犬との交流と募金活動

日本盲導犬協会の協力を得て、盲導犬とユーザーの方に来園をしていただき、盲導犬の仕事や白い杖の意味や点字ブロックについて学ぶ。また、募金活動を園の玄関で行い保護者や職員で盲導犬協会に募金をする。

9，専門性の確立と協働

（1）児童文化、飼育保育委員会

学校飼育教育研究所の研修等に参加し、保育の中で飼育を通して命を学ぶことを大切にできるよう、園全体として取り組んでいく。また、児童文化に触れ情緒が豊かになるよう、絵本や紙芝居を整備する。

- 絵本の読み聞かせ会の充実
- 学校飼育教育研究所への加盟
- 絵本、紙芝居の紹介
- 職員の読み聞かせの研修、はなみずきの会の先生（川瀬理事）よりご指導をいただく。

（2）園内・園庭　環境整備委員会

園の環境整美（園庭、園舎、遊具、倉庫等)、保育環境すべてについての整備を進める。食農保育活動の一環として、園全体の飼育栽培活動の充実を図り、園児と動植物のふれあいがより深まる環境を整備していく。

- 園庭の放射能測定の実施
- 園内の危険個所の点検、整備、ヒヤリハット共有
- 園庭環境の整備

（3）防犯安全対策委員会

防犯安全に対する訓練を毎月行い、不審者への対応が適切に行えるようにする。また、不審者対応用品の点検や整備を定期的に行う。

- 防犯環境点検チェックの実施
- 不審者訓練の実施
- 職員の不審者対応訓練を警察署の方に来園してもらい研修を受ける

（4）事務関係

職員の勤怠管理及び園児登降園管理については、事務の効率化・省力化を図る。児童処遇記録の合理化を行い、その他事務内容・手続きで必要な改変を必要に応じて行う。

①会計事務・管理事務

- 会計事務については、会計事務所に一部業務を委託し、正確かつ効率的な会計管理を実施する
- 労務管理については、専門業者に一部業務を委託し、正確かつ効率的な労務管理を実施する
- 退職、福利厚生：福祉医療機構退職共済制度

②設備関係

ア：園庭遊具の設備点検

日常の点検及び毎月１回の自主点検を実施し記録に残す。

イ：消防設備は、専門業者における定期点検を法令通り実施する。

ウ：給食室の設備点検

食器洗浄機やスチームコンベクション等の設備を定期的に専門業者が整備し安全に使用する。

１０，共生空間としての園庭

（1）ふるさと保育体験

園庭整備に関しては、木や草花を植え、より自然を感じ里山の風景がよみがえるような環境づくりに取り組んでいく。

（2）食農保育活動

園庭のバケツ稲や様々な野菜を年齢ごとに系統立てて栽培し、収穫し食する経験を体験していくことで土から育てるという感覚を育て様々な食品作りなどを通し、先人から脈々と受け継がれている日本の食文化を子どもたちに伝えていく。別に食農保育計画を策定する。

（3）いのちの教育と飼育活動

小動物などの飼育を通して、いのちの尊さや摂理を学んでいく。いのちはいのちあるものから学ぶことが重要であり、日常的に小動物に接し世話をすることを保育の活動に取り入れて行く。

１１，子どもの自立と自律を育む

子どもたちが一個の主体であるという感覚、みんなの中の一人であるという感覚を育み、子どもたちが協調性や周囲への親和性を深めながら、主体的に人的・物的環境にかかわる中で「わたしはわたし」という自立、「みんなの中の私」という自律を育んでいく。

（1）　お琴指導

お琴を保育の中に取り入れ(年長児クラス)、子どもたちの感性を育む一助とする。楽しみながら和楽器に触れ、ひなまつり会では在園児や保護者に演奏を聴いてもらい、日本の伝統文化を感じられるようにする。

（2）　リトミック

運動と音楽をリトミックを通して身体を動かし、しなやかな心と体を育んでいく。乳児からさまざまな動きを体験することで、ころんだ時に自分を守れる動きが出来きるようになる。

保健衛生

（1）子どもの健康～保健衛生の理念

保育園に関わる全ての子どもが、心身共に健やかに育つように、また安心して生活ができるような環境づくりをする。その中で個々の子どもの発育や発達状況を細かくとらえその子の発育や発達に応じた適切な働きかけを行なう。子どもが発達する基礎は「健康」にある。日々の生活がいきいきと輝き、快適に過ごせるように配慮していく。さらに地域の子どもたちの様子等も知りながら、地域社会と協力して子育てをしていくことを目指すとともに、安全指導と安全管理の２つの柱を大切にしていく。

基本的な保健衛生の目標

①乳幼児の生命の安全を確保する
②個々の子どもの健康を維持・増進させる
③健康なからだづくりのために、保育内容をみんなで検討しながらすすめる。

日常の保育における保健衛生活動、子どもの健康状態、発育・発達状態の把握

①日頃の保育の中で発育、発達を促進させる。
②健康状態の観察をする。視診を大切にし、不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ等も観察し、身体的虐待や不適切な対応がなされていないか発見に努める。一日数回子どもの様子を診ていく。特に朝は各クラスを回って、子どもの様子や家庭からの連絡帳などを見て健康状態を把握する。また保育の様子を見て、保育者からも様子を伝えてもらい、その事柄を必ず園長・主任・副主任等の上司に随時報告し指示を仰ぐ。栄養士にも報告する。
③健康を増進させる。鍛練、栄養、食事、休養を考えていく。鍛練は基本的に無理をせず、個々の身体を充分理解した上で徐々に進めていく。科学的なことも考えて対処していく。食事に関しては調理と連絡をとり進めていく。
④病気の早期発見と安全対策。危険箇所の点検と安全対策、事故の対応等は安全対策委員会と一緒に進めていく。特に手洗いやうがいの指導を子どもたちに進めていく。
⑤定期の健康診断をする。
⑥生活習慣の見直し、２４時間サイクルでとらえていく。排泄睡眠は生理機能も考えていく。
⑦子どもたちへの保健衛生・安全指導を計画的に行う。保育者も一緒に学んでいく。

定期健康診断

子どもの健康状態、発育状態、疾病異常の把握のため、嘱託医による定期健康診断を行う。精神保健上の問題についても把握できるようにする。健康診断結果は記録し、保育に活用するとともに、家庭に連絡し、保護者が子どもの状態を理解できるようにする。

行事内容	予定時期・回数	備考
身体測定　：全園児	月１回	看護師・担任による測定
内科健診　：産明け・0 歳児	月１回	園医による健診
内科健診　：0～5 歳児	年２回（春・秋）	園医による健診
歯科検診　：全園児	年２回（春・秋）	歯科園医による検診
歯科衛生指導（歯みがき指導）：3～5 歳児	１１月頃	看護師による指導
ぎょう虫卵検査　：全園児	年１回（春）	今後､検査廃止など変更の場合があります

予防接種

子どもの感染予防上、かかりつけの医師や嘱託医の指導の下、可能な限り接種年齢の内に接種を受けるように保護者に啓蒙していく。接種については、アレルギー体質や虚弱児は医師と十分に相談するように伝える。接種後はできるだけ静かに過ごせるように、降園後の接種や接種後は家庭での保育が望ましいことを保護者へは極力伝えていくようにするが、やむを得ず受け入れる場合は、全身状態に変化か副作用が起きていないか、接種後は医師が指示した時間は家庭で観察してから登園するように保護者に伝えていく。登園時には必ず、職員（保育士または看護師）に接種したワクチン名（予防接種の種類）を伝えてもらうようにする。摂取後、 24 時間から 10 日後の健康観察を園でも注意する。

疾病異常等に関する対応（感染症）

保育中に感染症の疑いのある病気の子どもを発見したときは、嘱託医に相談し指示を受け、保護者と密に連絡し、必要な処置をする。

園で、感染症の発生が分かったときには、嘱託医の指導の下に、他の保護者にも連絡をとり、嘱託医やかかりつけの医師の指示に従うように協力を求める。市川保育園で定められている病気にかかった子どもが園に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし治癒証明書を医師から発行してもらい保育園に提出してもらう。子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医やかかりつけの医師などの意見を踏まえて対応する。また、市川保育園で定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従う。

病気の子どもの保育

保育中に体調が悪くなった子どもについては、保護者に連絡をするとともに、嘱託医などに相談して、適切な処置が行えるように配慮する。

救急処置

不測の事態に備え必要な救急用の薬品、材料を常備し、救急処置の意義の理解と処置の熟知に務める。

乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防

乳幼児突然死症候群に保育中に十分留意する。寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かす。また、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。また、保護者に対しても、ＳＩＤＳに関する情報の提供を徹底するとともに、予防に努めるよう指導する。

保育環境について

各部屋の温度、湿度、換気、採光等に十分注意し、保育上の安全にも十分に配慮する。子どものベッド、寝具類は、いつも清潔を保つように心がける。園庭や砂場は清潔で安全な状態を保つように配慮する。

事故防止・安全指導

- 職員は、子どもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対しても子どもの事故について認識を深めるための協力を求める。
- 職員は、子どもの発達に合わせた安全指導の必要性を認識し、適宜その実施に努める。
- 職員は、交通事故の防止に配慮し、家庭、地域の諸機関との協力の下に、交通安全のための指導を実施する。
- 職員は、敷地内外の設備、園庭の固定遊具等の定期点検を実施し、改善の必要がある場合は速やかに対処する。
- 園は、職員の救急救命への理解と技能の向上のために、園内研修として成人・小児心肺蘇生法訓練を実施する。
- 園は、職員の防犯を含めた危機管理への意識と技能の向上のために、防犯訓練を実施する。

虐待への対応

虐待の保育現場における早期発見は、登園時や保育活動中のあらゆる機会に可能であるので、子どもの心身の状態や家庭の態度などに十分に注意して観察や情報の収集に努める。虐待が疑われる場合には、子どもの保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることに努める。この場合、一人の保育士や園単独で対応することが困難なこともあり、嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市保育課、子育て支援センターなど、要保護児童対策に関わる機関との連携、協力のもとに取り組むようにする。

家庭、地域との連携

園における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておく。また、保護者がこれらの情報を保育園に伝えるように協力を求める。園は、日常、地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるように努める。

＊毎月保健だよりを発行する
＊個々の健康状態を知らせる
＊予防接種の接種状況の確認をする
＊健康相談、個人面談を必要に応じて行う（保護者）
＊地域に関しても育児相談などをしていく。

（２）職員の健康管理

＊職員の健康維持、増進をはかり、病気の予防、早期発見、治療につとめる。
＊定期的に健康診断を実施する。
＊健康の保持については各個人の自覚が大切であるがそれとともに適切なアドバイスをしていく。

（健康診断）

内　　容：身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査、胸部Ｘ線検査、血液（肝機能・貧血）
生活習慣病：３５歳以上職員及び節目検診者を対象に行う

（細菌検査）

食品衛生管理者（調理員　乳児保育者）及び管理職を対象に行う（月１回）
内容：赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌０−157

＜保健年間計画＞

月	目標	保健行事	保健指導	留意点
4 ・ 5	園の生活に慣れる 薄着で過ごす(年間通して) 戸外で充分に遊ぶ	蟯虫検査 手洗い指導（幼児）	生活リズムをつけていく（食事休養） 環境の変化による疲れからくる疾病予防について 伝染病の罹患に対する注意について 衣服・下着について 安全教育（服装・靴・清潔） 蟯虫駆除と予防について 交通事故防止について	・新入園児の既往歴、体質偏食等の状況把握 ・健康状況、発達の把握
6	梅雨時の健康管理 清潔に心掛ける 虫歯を予防する	歯科保健教室 全園児歯科検診 全園児内科検診	歯の健康について 梅雨期の健康について（食中毒予防） 夏の健康について	・手洗いの仕方 ・爪、頭髪の清潔 ・歯磨き
7 ・ 8	水遊びを楽しむ 暑さに負けず元気に遊ぶ 身体を鍛える	予防接種状況調査 （新入園児）	水遊びの効果と注意について プールについて（プール遊びの配慮） 活動と休息 夏の疾病予防（夏季熱と疾患の判断） 水分の大切さ 虫刺されに注意（汗疹予防） とびひの対処法について 冷房使用の注意について 生活リズムについて	・プール衛生管理 ・外気温の差から体温上昇と水分補給に配慮
9	生活リズムを整える 病気や怪我に気をつける	9/9 救急の日 歯のブラッシング指導	生活リズムを取り戻す 睡眠と栄養について 怪我の応急手当 歯磨きについて	・体重減少、食欲不振、その他健康状態の把握
10	身体を鍛える 薄着に慣れさせていく 目を大切にする 良く噛んで何でも食べる	全園児内科健診 10/10 目の愛護デー	目の話、目を大切に（目の愛護デー） 薄着について 風邪の予防・インフルエンザについて 良い靴の選び方	・薄着・戸外遊びにより皮膚、粘膜を鍛錬する ・目の健康
11	寒さに負けない体をつくる	手洗い指導	風邪の予防 手洗いとうがいの効果について 薄着について	・鼻のかみ方 ・咳の仕方
12	寒さに負けず元気に遊ぶ 風邪とインフルエンザの予防（手洗い・うがいを促す）	視力測定 （3・4・5 歳） 全園児歯科健診	風邪・インフルエンザの予防 冬の健康について 肌のトラブルについて 冬の事故（やけど等）について 歯科検診について	・冬期下痢症と感冒合併に注意 ・部屋の温度、換気に配慮
1 ・ 2	生活リズムを整える 寒さに負けず元気に遊ぶ	予防接種状況把握	病気についての知識（風邪予防・薬） 伝染性疾患について 戸外遊びの必要性について 皮膚の清潔、ひび、しもやけ予防 歯科検診結果と状況について	・集団風邪症状の早期発見 ・気温差、運動量に応じて衣服の調整 ・手洗い後はきちんと拭く
3	寒さに負けず元気に遊ぶ 耳を大切に 成長の喜びを知る	3/3 耳の日	耳の日　からだに関心を持つ 健康指導 （感染症について・頭シラミ 薬の持参について）	・個々の発育状態 ・生活習慣の再確認

＜保健年齢別計画＞

	Ⅰ期（4・5・6）	Ⅱ期（7・8・9）	Ⅲ期（10・11・12）	Ⅳ期（1・2・3）
目標	・新しい環境に慣れる ・生活リズムを作る ・戸外で元気に遊ぶ ・梅雨時の衛生に気をつける ・歯を大切にする	・夏を元気に過ごす ・暑さに負けないからだをつくる ・体力回復に努め、生活リズムを整える ・病気や怪我に気をつける	・戸外遊びを楽しみ、体力増進を図る ・寒さに負けない体をつくる ・風邪予防に努める ・風邪流行時の過ごし方を知らせる	・生活リズムを整える ・寒さに負けず元気に過ごす ・風邪の合併症に注意する ・怪我に注意し室内遊びを楽しむ ・感染症の流行に気をつける
全園児	・子どもの健康、年齢別発達特性と、親としての関わり方を伝える。 ・内科検診、歯科検診、蟯虫検査、身体測定の結果から、治療のすすめや生活のアドバイスをする ・予防接種と接種前後の健康把握 ・食中毒に注意する ・便の性状、一般状態の観察と、的確な消毒を行なう	・皮膚の健康状態を観察する ・水遊び、プール時の衛生管理、健康管理、事故に注意する ・食欲の減退や体力低下に注意し、睡眠、栄養を十分にとるとともに、換気、温度差に注意する ・外出時は着帽し、熱射病、又夏期熱の予防を心がける	・年齢と運動機能発達及び個人差、体温、生活リズムを把握し体力づくりを促しながら常に事故防止を心がける ・室内の温度や換気に気を配り、衣類調節を適切にし、うがい、手洗いの習慣を身に付けさせていく ・風邪予防のため人ごみは避け、食事、睡眠、入浴等、留意点を伝えていく。 ・暖房使用時の諸注意、火傷事故への注意	・生活リズムを見直し、風邪や嘔吐下痢症など感染が多くなるので、早期発見、適切な対応をする。 ・室内遊びが多くなるので環境整備に気を配る。 ・進級に向けて、体質、注意点、予防接種状況を確認する。 ・新入園児検診を円滑に行なう。
おおむね一歳三か月未満	・集団生活での留意点を知らせ、保護者とのコミュニケーションをとる。 ・個々の健康、発達、状況を把握する。 ・環境変化による体質の変化に注意する。 ・温度、湿度の差から、衣類の調節、更衣、また換気に気をつける。	・汗疹、おむつかぶれ、虫さされに気をつけ、沐浴、清拭、更衣、換気に気をつける。 ・水遊び中は滑らないように、安全に配慮する ・水分摂取量の確認と補給 ・室温や外気温との関係を考慮しながら発汗も体験できる環境設定をする	・衣類は、生理機能など交えて知らせ、十分なハイハイや、歩行などをうながせるようなものにする。又、外出時と室内時、安静時と活動時の衣類調整をし、動きが制限されないような配慮をする。 ・下痢発生時、手洗い、消毒、水分補給、食事についての栄養士との連絡や、保温、休息、清潔に配慮する。	・子どもの生活リズムを理解してもらえるように、親に伝える。 ・アトピー性皮膚炎等の乾燥による痒みに注意する。 ・外気の乾燥に注意し、外出は適度にし、室内の湿度も適度に保ち、気管支の保護に努める。
おおむね一歳三か月～二歳	・進級時、入園児の状況に留意する。 ・けがや事故に注意する （肘の脱臼　転倒） ・感染症時の過ごし方を親に知らせる ・身体の異常が示せるように接する ・汗をかいたら気がつき、脱げるように声かけしていく	・プール遊び健康チェックの家庭指導と、水いぼ、湿疹、下痢等健康状態を細かく把握する ・虫刺され後の手入れと処置、爪切りの励行 ・戸外に出る時に帽子をかぶり、地面からの放射熱にも留意 ・活動量は増加するが、体の成長バランスが不調和なので転倒、怪我に配慮する。	・活動しやすい衣類、靴で充分活動させる。 ・発汗時には暑いことに気付かせる ・アトピー児、喘息児の体調変化に注意する。 ・興味で行動するので、火傷等の室内事故に注意する。 ・手洗いをしっかりとさせ、うがいをうながす。	・よく食べよく寝る児は病気が重くならないことを伝えていく ・ひび、しもやけの予防を伝える ・皮膚の抵抗力をつけるためにも、戸外遊びをすすめる ・感染症にかかった時の過ごし方を伝える。
おおむね三歳～六歳	・進級時の心身の訴えに配慮する ・事故や園外への飛び出しに注意 ・手洗いの必要性や、実際を確認する。 ・発汗時の更衣の声かけ ・歯磨きの実態を把握し、虫歯予防デーの話等、予防の必要性を知らせる。	・プール遊びのチェックで排便、爪切り等自分でも気にかけるよう声をかける ・暑さを楽しめるように活動と休息のバランスを配慮 ・とびひの予防を心がけ、虫刺され跡等かきこわさないことや、自分で気がついて薬を塗ってもらえるようにする。 ・発汗時の更衣や、帽子をかぶることに気がつくようにする。	・歯科指導を通して、磨き方や虫歯予防について知る。 ・発汗時には、衣類の着脱ができるようにする ・精神的な訴えに留意する ・年末年始を楽しみながらも生活リズムを大切にし、室内事故に注意していく ・ガラガラうがいとブクブクうがいの違いがわかり、風邪予防のために、外出後、自ら行なえる。	・中耳炎、喘息など体質や生活をとらえ検討する。 ・ひび、しもやけのできた子へ、手洗い後よく拭くことやクリームつけをすすめる。 ・屋外でも充分に遊び、体温調整能力を高め、気管等も強くする。 ・進級に向けて、歯科、視力、個々児の持っている問題をチェックし、対応する ・成長を喜ぶ

給　食

給食目標

1. 正しい食生活の習慣を身につける。
2. 偏食をせずに、何でも食べる。
3. 食事マナーを身につける。
4. 　食事の準備に関わろうとする気持ちをもち、配膳などできるところは自分で行う。

給食方針

・数多くの食品に慣れ、味覚形成と偏食を防止していく。
・食品の持ち味を大切にし、塩味甘味を控え薄味を心がける。結果生活習慣病予備軍を作らないようにしていく。
・アレルギー食に配慮する。
・昼食は、米飯食を基本としたバランスのとれた献立内容とする。
・発達にあった調理形態にしていく。
・意欲的に食べられるように、献立の組み合わせ、盛り付け、年齢にあった食器などに配慮する。
・旬の素材を使用し、季節にあった献立、調理法を取り入れる。日本の伝統食を大切にする。
・楽しく食べられる雰囲気を作る。（クラス配膳、料理保育）
・園行事に合わせて行事食を取り入れる。
・食事のマナーを覚えていくようにする。（食器、スプーン、フォーク、箸の持ち方、姿勢など）
・種々の食品をバランスよく（主食、主菜、副菜、汁物）食べられるようにする。
・おひつ、鍋、キャセロール、バットなどを用い、適温適食を心がける。
・食器はすべて安全な食器を使用する。
・保育参加時の試食を通して、園の給食を保護者に知ってもらう。
・給食のサンプルを展示し、家庭の食事作りの参考にしてもらう。
・必要に応じアレルギー児の保護者と面談し、食事の進め方について確認する。看護師、クラスとも連携する。

（1）　年間計画

Ⅰ期 （4・5 月）	・新しい集団のスタート。年度初めということで、今まで食べなれたもの、食べやすいものを献立に取り入れる。 ・園生活に慣れてきたら、献立の幅を広げる。 ・春野菜を取り入れる。
Ⅱ期 （6・7・8 月）	・食中毒の発生しやすい時期なので、食品衛生に注意する。 ・暑い時期になると食欲が落ちてくるので、水分を十分に補給し、さっぱりとしたもの食べやすいものを献立に取り入れる。 ・夏野菜を多く取り入れる。
Ⅲ期 （9・10・11・12 月）	・前半は暑さが残るので、食べやすい献立にする。 ・運動量が増え、食欲旺盛になる時期なので、料理の幅を広げ、量も増やしていく。 ・引続き食中毒の発生しやすい時期なので食品衛生に注意する。 ・収穫の秋の旬の食材を使用し、素材を生かした素朴な調理法を心がける
Ⅳ期 （1・2・3 月）	・温かく、ボリュームのあるものをしっかりと食べ、風邪予防をする。 ・行事などを通して、伝統料理を取り入れる。 ・根菜類を多くとれるように献立を工夫する。 ・食品や料理の種類、全体量を増やす。

（3）　年齢別給食指導計画

おおむね６ヶ月未満児給食指導計画

ねらい

〇お腹がすき、乳を飲みたい時、飲みたいだけゆったりと飲む。

〇安定した人間関係の中で、乳を吸い、心地よい生活を送る。

子どもの姿

〇よく遊びよく眠る。

〇お腹がすいたら泣く。

〇保育士にゆったりと抱かれて乳を飲む。

〇授乳してくれる人に関心を持つ。

保育士の配慮

〇一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すように配慮する。

〇お腹がすき泣くことが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえ、食欲を育むように配慮する。

〇食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳中のかかわりが、子どもの人間への信頼、愛情の基盤となるように配慮する。

家庭

〇一人一人の子どもの発育・発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮する。

栄養調理上の配慮

〇母乳育児を希望する保護者のために冷凍母乳による栄養法などの配慮を行う。冷凍母乳による授乳を行うときは、十分に清潔で衛生的な処置をする。

おおむね６ヶ月～１歳３ヶ月未満児給食指導計画

ねらい

〇お腹がすき、乳を吸い、離乳食を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。

〇いろいろな食べ物を見る、触る、味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。

子どもの姿

〇よく遊び、よく眠り、満足するまで乳を吸う。

〇お腹がすいたら、泣く、または喃語によって乳や食べ物を催促する。

〇いろいろな食べ物に関心を持ち、自分で進んで食べ物を持って食べようとする。

〇ゆったりとした、雰囲気の中で食べさせてくれる人に関心を持つ。

保育士の配慮

〇一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮する。

〇お腹がすき、乳や食べ物を催促することが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえいろいろな食べ物に接して楽しむ機会を持ち、食欲を育むよう配慮すること。

〇食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳及び、食事でのかかわりが子どもの人間への信頼、愛情の基盤となるように配慮する。

家庭

〇一人一人の子どもの発育、発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら個人差に配慮する。

栄養調理上の配慮

〇子どもの咀嚼や、嚥下機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮する。

〇離乳食は食品の使い方、献立の広げ方、調理形態、調理法、食べられる量などを考え、期別に分けてつくる。

〇離乳を開始して１ヶ月過ぎた頃（生後６～７ヶ月）から、穀類、たんぱく質性食品、野菜の献立を用意する。

〇離乳食は煮たものが中心となる。それぞれの持つ味を生かしながら、薄味でおいしく調理する。

おおむね１歳３ヶ月～２歳未満児給食指導計画

ねらい

〇お腹がすき食事を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。

〇いろいろな食べものを見る、触る、かんで味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。

子どもの姿

〇よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。

〇いろいろな食べものに関心を持ち、手づかみ、またはスプーン、フォークなどを使って自分から意欲的に食べようとする。

〇食事の前後や汚れたときは顔や手を拭き、きれいになった快さを感じる。

〇楽しい雰囲気の中で一緒に食べる人に関心を持つ。

保育士の配慮

〇一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮すること。

〇子どもが食べものに興味を持って自ら意欲的に食べようとする姿を受けとめ、自立心の芽生えを尊重すること

〇食事のときには一緒にかむまねをして見せたりして、かむことの大切さが身に付くように配慮すること。また少しずついろいろな食べものに接することができるよう配慮すること。

〇清潔の習慣については子どもの食べる意欲を損なわぬよう一人一人の状態に応じてかかわること。

栄養調理上の配慮

〇子どもの咀嚼、嚥下機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。

〇おひつ、キッチンポット、キャセロール等を使用し適温で給食が食べられるように配慮する。

〇食品の持ち味を大切にし、調理する。

〇アレルギー食に配慮する。

〇旬の素材を使用し、季節に合った献立を取り入れていく。

おおむね２歳児給食指導計画

ねらい

〇いろいろな種類のたべものや料理を味わう。

〇食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持つ。

〇保育士を仲立ちとして、友達とともに食事を進め、一緒に食べる楽しさを味わう。

子どもの姿

〇食べものに関心を持ち、自分で進んでスプーンなどの食具を使って食べようとする。

〇いろいろな食べものを進んで食べる。

〇保育士の手助けによって、うがい、手洗いなどの身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。

〇保育士を仲立ちとして、友達とともに食事を勧めることの喜びを味わう。

〇楽しい雰囲気の中で一緒に食べる人、調理する人に関心を持つ。

保育士の配慮

〇一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すように配慮すること。

〇食べものに興味を持ち、自主的に食べようとする姿を尊重すること。またいろいろな食べものに接することができるよう配慮すること。

〇友達や大人とテーブルを囲んで食事をすすめる雰囲気づくりに配慮すること、また楽しい食事のすすめ方を気付かせていく。

栄養調理上の配慮

〇食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮する。

〇おひつ、キッチンポット、バット、キャセロールなどを使用し適温で給食が食べられるように配慮する。

〇食品の持ち味を大切にし、調理する。

〇アレルギー食に配慮する。

〇旬の素材を使用し、季節に合った献立を取り入れていく。

おおむね３歳以上児給食指導計画

ねらい

〇出来るだけ多くの種類の食べものや料理を味わう。
〇自分の体に必要な食品の種類や働きに気づき、栄養バランスを考慮した食事をとろうとする。
〇健康、安全などの食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。

子どもの姿

〇好きな食べものをおいしく食べる。
〇様々な食べものを進んで食べる。
〇慣れない食べものや嫌いな食べものにも触れていく。
〇自分の健康に関心を持ち必要な食品を進んでとろうとする。
〇健康と食べものの関係について関心を持つ。健康な生活リズムを身につける。
〇うがい手洗いなど、身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。
〇園生活の中での食事の仕方を知り、自分たちで場を整える。

保育士の配慮

〇食事と心身の健康とが密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士や他の子どもとの暖かな触れ合いの中で楽しい食事をすることが、しなやかな心と体の発達を促すよう配慮すること
〇食欲が調理法の工夫だけでなく、生活全体の充実によって増進されることを踏まえ、食事はもちろんのこと、子どもが遊びや睡眠、排泄などの諸活動をバランスよく展開し、食欲を育むよう配慮する。
〇健康と食べものの関係について関心を促すにあたっては、子どもの興味、関心を踏まえ、全職員が連携のもと、子どもの発達に応じた内容に配慮する。
〇食習慣の形成にあたっては、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもとかかわりながら、主体的な活動を展開する中で、食生活に必要な習慣を身につけるよう配慮する。

栄養調理上の配慮

〇当番活動により食前（盛り付け・配膳）の用意、食後の片付けなどを行うようになるので、当番活動を楽しみながらスムーズにできるように、盛り付けやすい調理器具などをそろえる。
〇日本の食文化との出会いを大切にした給食を、毎日の園生活の中で繰り返していけるよう、子どもたちの栽培活動、食農の取り組み（梅干作り、焼き魚の会、芋煮会、味噌作り）と合わせ配慮していく。

（4）災害時の非常食料の備蓄

・「(全園児数＋全職員数）×３食×３日分」の食料を最低でも備蓄する
・備蓄食料の保存年限を確認し、入れ替えを行う

（5）衛生管理

＊食中毒の発生防止を図るため、調理工程等における重要管理事項を定めた大量調理施設衛生管理指針を遵守する。
＊本格的な食中毒シーズンを迎える前には、注意を呼び掛け気を付けていく。
＊集団給食衛生管理者に対し、食品の衛生管理に関する研修が受けられるようにする。
＊家庭に対して食中毒の発生防止に資する情報を提供する。

（6）アレルギー、その他の個別対応

アレルギー児に対しては診断書を持参してもらい対応基準に沿って、親と充分話し合い協力しあいながら対応していく。その他、肥満に関してや、障害がある子への個別の対応もできる範囲で行っていく。

（7）家庭との連絡

①父母への働きかけとして随時、栄養メモ、料理紹介等の給食だよりを毎月発する。

②保護者懇談会の全体会で栄養士が出席し、食事の様子を伝える。

③当日の給食を展示するなど、保護者への情報提供を行う。

（8）会議

①給食会議

・各クラスの喫食状況表をもとに献立内容を検討する。

・離乳食やアレルギー食の進行状況を随時確認する。

・衛生面についいて徹底した確認を行なう。

②給食に関する会議

・毎月の乳児会議、幼児会議において、子どもの食事状況について確認し、給食担当者と連絡調整をする。

・毎月の給食会議において、給食の状況を確認、情報の共有と理解に努める。

・毎月の定例会議で給食に関する園全体の確認を行う。

（9）食に関わる取組み

保育と連携して、子どもたちの成長・発育に応じて、一年を通じて様々な食に関わる取り組みを行う。

【　一　例　】

春・・・ちまきづくり

夏・・・梅干しづくり

秋・・・焼き魚の会　干し柿づくり

冬・・・鏡餅づくり　もちばなづくり　味噌づくり

安全管理

（1）消防計画に基づき防火管理責任組織をつくり防火体制を整える。

（2）消防計画に基づき自衛消防隊を組織し防災体制を整える。

（3）日々の防犯・火災予防には、その日の延長番または最後に残った者が責任を持つ。

（4）防災設備の点検委託を専門業者と契約し非常火災設備の点検を実施する。

・年間防災訓練計画

月　時間	想　定	発生場所	避難場所	ねらい	その他
４月 午前	火災	給食室	園庭	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い避難する。 ベルの音の違いを知る。	
５月 午前	地震・火災 消防署届	給食室	園庭	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い、慌てず避難する。 消防署の方の話を聞く。 起震車体験をし、避難訓練の大切さを知る。	
６月 午後延長	火災	ホール横民家	れもんぐみテラス	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い避難する。 延長保育中、保育者の指示に従い、慌てず静かに避難する。	時間を決めず行う
７月 午後	火災	ホール横民家	青桐公園	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。	午睡中・午睡明け
８月 午前	地震 火災	玄関前民家	ホール	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。	デジタルナマズを使用してみる
９月 午前	地震 火災	給食室	園庭	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。 消防署の話を聞いたり、消火器を使用しているところを見る。 非常食体験をする。	消火器訓練・腹話術・非常食体験
１０月 午後	竜巻・突風 火災	０歳児室	ホール	ベルの音、放送を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。	園庭、室内へ避難
１１月 予告せず 実施	火災 地震	給食室	園庭	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。	日にち、時間を決めずに行う。
１２月 予告せず 実施	火災	給食室	園庭	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。	
１月 予告せず 実施	火災	予告なし	予告なし	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い慌てず静かに避難する。	方位確認
２月 午前延長	火災	玄関前民家	幼児　テラス 幼児　クラス待機	ベルの音を聞き、保育者の指示に従い避難する。 延長保育中、保育者の指示に従い、慌てず静かに避難する。	午前延長保育中に行う。
３月 予告せず 実施	地震 津波	玄関前民家	市川小学校	ベルの音を聞き、慌てず第一避難場所まで避難する。	市川小まで避難する。

職員研修計画

（１）　園内研修

子どもの保育及び保護者対応が適切に行われるように、職員の自己評価に基づく課題を踏まえ、園内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに向上に努める。

職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関等、様々な人や場との関わりの中で共に学びあう環境を醸成していくことにより、園の活性化を図る。

・職員間での話し合いを参考にしながら、園内学習会係が中心となり主任・副主任と相談しながら研修内容を立案し、園長の承認のもと実施する。
・２８年度も、「育児担当制」「コーナー保育」等の保育環境を中心に全職員での学習会を行い、職員の共通理解を深める。
・「おはなしの会」の中で研修し、知見を深め、子どもたちへより良いものを伝えられるようにする。
・子どもが遊びと生活を展開するための環境構成について学習会を行い、職員の共通理解を深める。

①新任研修　　園の保育目標、方針を理解し行動できる保育士を養成する。
②園内研修　　職員間のコミュニケーションの活発化、知識・情報の共有化
③園内保育内容検討　　互いの保育を見合い、保育内容の細部について考えや意見を話し合う

（２）園外研修

①園長・主任研修　　マネジメント能力の向上等、知識・情報の共有化
②施設見学、交流研修　　育児担当制・保育環境等の先進園実践に学ぶ
③キャリアップ研修　　千葉県が指定するキャリアアップ研修会

《主な外部研修》

1、市川市子ども子育て支援施設協会主催の研修会

2、市川市子ども部が主催する研修会

3、保健所が主催する研修会

4、千葉県民間保育振興会が主催する研修会

5、全国私立保育園連盟が主催する研修会

6、千葉県保育協議会が主催する研修会

7、学校飼育教育研究所が主催する研修会

8、消防署が主催する救命講習研修会

園児編成・職員体制

（1）園児編成

ア．クラス編成

クラス名	年　齢	保育士数	園　児　数	備　考
さくらんぼ	産明け	1	3名	
いちご	0歳	4	12名	
れもん	2歳	3	18名	
もも	2歳	4	23名	
ばなな	3歳	2	27名	
りんご	4歳	2	27名	
ぶどう	5歳	2	27名	
合　計		18名	137名（4/1 現在）	

（2）職員体制

園　長　齋　藤　武　：保育業務管理・運営管理・業務実施状況把握
主　任　黒　澤　知　子　：保育統括
副主任　寺　石　育　子　：主任補佐
看護師　星　野　かおり　：保健担当責任者・衛生推進者
栄養士　江　島　さとみ　：給食担当責任者
事務長　齋　藤　愛　子　：事務担当責任者

＜クラス担任保育士＞

産明け・0歳児保育士　5名

1歳児保育士　3名

2歳児保育士　3名

3歳児保育士　2名
4歳児保育士　2名
5歳児保育士　2名

＜給食調理＞

管理栄養士1名
栄養士2名
非常勤調理師1名

＜嘱託医＞

内科医1名
歯科医1名

＜パート保育士＞　６名
＜子育て支援員＞　６名

＜用務員・保育補助＞　１名
＜パート調理員＞１名
＜育休取得職員＞０名
＜非常勤職員　フリー＞１名

行事・会議・研究会等

（1）月例行事

リトミック（2～5 歳児）・琴、書道（5 歳児）　避難・消火訓練　不審者対応訓練

（2）保護者との連携・情報発信

入園説明会 … ３月下旬
クラス懇談会 … 年２回
個人面談 … 必要に応じて随時
クラスだより … 年 12 回発行
園だより … 年 12 回発行
保健・給食だより … 年 12 回発行
卒園文集 … ３月
保育参加 … 随時

（3）会議・研究会・委員会・係

朝礼 … 日１回
終礼 … 日１回
職員会議 … 月１回
クラス会議 … 月１回
管理職会議 … 月１回
乳児会議 … 月２回
幼児会議 … 月２回
年間保育反省会議 … 年１回

学習会 … 不定期
＊その他必要に応じて随時行う。

研修委員会	：月１回	学習会係	：月１回
防災安全委員会	：月１回	飼育保育、児童文	：月１回
安全対策委員会	：月１回	夏祭り実行委員会	：行事前
園庭環境対策委員会	：月１回	運動会	：行事前
親睦会係	：随時		

行事計画

月	保護者参加	園　　行　　事
４月	★	保護者全体会（クラス懇談会）
		子どもの日の集い
５月		消防訓練（起震車体験）
６月		プール開き
		お泊まり保育（５歳児ぶどうぐみ）
７月	★	きて・みて・あそんで「夏まつり」
８月		プール閉い
９月		消防訓練（腹話術）
		交通安全教室
		運動会予行練習（保育園内）
１０月	★	運動会場所：市川小学校校庭　雨天時：体育館
		ばななぐみバス遠足　●お弁当持参
		りんごぐみバス遠足　●お弁当持参
		ぶどうぐみバス遠足　●お弁当持参
１１月		おもちつき会
		はみがき指導（２，３，４，５歳児）
１２月		おたのしみ会予行練習・ほのぼの会
	★	おたのしみ会（２、３、４、５歳児参加）
		クリスマス会
１月		新年の集い
２月	★	０，１歳保育参観・参加
		２，３，４，５歳クラス懇談会
３月		お別れ会　●全園児お弁当持参
	★	卒園式（５歳児保護者のみ）